

昭和52年2月15日

通商産業局長 殿

資源エネルギー庁公益事業部長

## 熱量変更に関する保安対策の強化について

熱量変更保安対策については、昭和50年7月22日付50賃公部第396号「供給ガスの熱量変更について」をもって一般ガス事業者の指導徹底についてお願いしたところであるが、この度その強化を図るため、ガス事業大都市対策調査会保安専門委員会の審議結果を受けて、下記のとおりとりまとめましたので通知します。については、その趣旨を貴局管内ガス事業者に對し、十分周知徹底されるとともに、よろしく指導されたい。

### 記

1. みなしこれ一般ガス事業又は簡易ガス事業（以下「みなしこれ一般ガス事業等」という。）から一般ガス事業への移行に伴って熱量変更を実施する際しては、遵守すべき具体的な基準として、前記通達を準用するものとする。  
この場合において、
  - (1) ガス器具の事前調査時期は、原則として、熱量変更作業に先立つ4月以内とする。
  - (2) PRの方法は、必ずしも、一般報道機関、郵便等を併用することを要しない。  
またPR開始時期は原則として遅くとも熱量変更作業の2月前とする。
  - (3) みなしこれ一般ガス事業等当初から一般ガス事業に移行することを予定している事業者については、新たにガスの使用申込みがあった段階において、需要家に対し、新たに器具を購入する場合には、都市ガス用に調整を行う方法が明らかにされているものを購入することが熱量変更を円滑に進める上で望ましいこと並びに調整の方法が明らかでない器具及び調整のための部品が入手困難な器具については、調整ができない場合もあることを周知するものとする。
  - (4) 低熱量の供給ガスへの熱量変更の場合は、「ノズルの縮少」「炎口の拡大」とあるのは、それぞれ「ノズルの拡大」「炎口の縮少」と読み替えるものとする。

このほか、みなしひー一般ガス事業等から一般ガス事業への移行に伴って行う熱量変更の特殊性を勘案して、計画の妥当性の検討を行うものとする。

2. みなしひー一般ガス事業等から一般ガス事業への移行に伴って行う熱量変更を含め、ガス事業者が実施する今後の熱量変更作業については、当分の間次の保安強化策を講ずるものとする。

(1) 調整員による調整完了時の燃焼確認テストの強化

調整員は、調整を完了した器具すべてを対象に直ちに燃焼状況等の確認を行う。この場合、湯沸器、ふろがま、ストーブ及びオーブンについては、密閉型及び屋外設置のものを除き、必ず一酸化炭素検知器を使用するものとする。

なお、調整員は、新旧ガス共用器具についても同じ方法で燃焼確認テストを行った上で、調整不用であることの確認ラベルを貼付するものとする。

(2) 全数検収の実施

1 調整済み器具及び新旧ガス共用器具すべてを対象に当該器具を調整した調整員以外の者による検収を行う。この場合、湯沸器、ふろがま、ストーブ及びオーブンについては、密閉型及び屋外設置のものを除き、必ず一酸化炭素検知器を使用するものとする。

□ 調整ガス方式については、調整ガス供給時及び新ガス供給時のいずれについても上記1と同じ方法で検収を行うものとする。ただし、調整ガスとして旧ガスを用いる場合には、調整ガス供給時の検収を省略することができる。

△ 調整ガス方式における新ガス供給時の検収は、新ガス供給開始後速やかに行うものとする。

(3) 再点検の集中的実施

再点検は、新ガス供給時の検収実施後1月以内に実施するものとする。

(4) 調整ガス方式における調整期間

調整員の適正な動員を行い、調整期間はできるだけ短期間とする。